

短期上達コーチング規定

レベルアップスポーツ株式会社の短期上達コーチングにお申し込みをご検討くださり誠にありがとうございます。

短期上達コーチングにお申し込みいただいた場合、次の条件にご同意いただいたとみなされます。よくお読みになりご判断くださいますようお願いいたします。

1. 短期上達コーチングのご契約

(1) 短期上達コーチング（以下「コーチング」という。）は、レベルアップスポーツ株式会社（以下「当社」という。）が、企画・実施するスポーツレベルアップのための分析指導コーチングサービスであり、このコーチングサービスをご利用のお客様は当社とコーチング契約を締結することになります。

2-1. 短期上達コーチング契約のお申込み・ご予約

(1) インターネットその他の通信手段にてお客様からのコーチング契約のお申し込みまたは予約を承ります。

(2) インターネットその他の通信手段にてお申し込みの上、申込金のお支払いをもってお申し込みが確定します。

(3) 申込金の額は以下とします。なお、申込金は後記する「コーチング代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

コーチング代金の金額	申込金の額
1万円未満	コーチング代金
1万円以上	コーチング代金の20%以上コーチング代金まで

2-2. ウエイティングについて

(1) お申し込みが、その時点において契約の締結の承諾が直ちにできないときは、当社はその旨を説明して、以下によりお客様とご予約の契約を結ぶことがあります。

(2) 取消料対象期間外に申し込まれた場合

①お客様がコーチング契約の締結を強く希望されるときは、インターネットその他の通信手段にてお申し込みと申込金相当額をご提出いただきます。当社は、申込金相当額を「預り金」として保管します。

②当社がコーチング契約の締結の承諾が可能となる時点（以下「契約締結可能時点」という）が、取消料対象期間内に入ることが予想されるときは、当該期間に入る日より前にお客さまにその旨を通知します。

③前②の通知時点でお客様がコーチング契約の締結を引き続き強く希望される場合は、お客様のコーチング契約に対する待機可能期限（以下「契約待機可能期限」という。）を確認し、お客様を契約待機中（以下「ウェイティング」という）のお客様として登録します。

④契約待機可能期限内に契約締結可能な状況が到来し、かつこの時点までにお客様から当該申し込みの撤回の連絡がなく、当社が契約締結が可能となった旨をお客様に連絡したときは、当社は前①の預り金を申込金に充当します。

（3）取消料対象期間内に申し込まれた場合

①お客様がコーチング契約の締結を強く希望されるときは、インターネットその他の通信手段にてお申し込みと申込金相当額をご提出いただきます。当社は、申込金相当額を「預り金」として保管します。

②契約待機可能期限を確認した後に、お客様をウェイティングのお客様として登録します。

③契約待機可能期限内に契約締結可能な状況が到来し、かつこの時点までにお客様から当該申し込みの撤回の連絡がなく、当社が契約締結が可能となった旨をお客様に連絡したときは、当社は前①の預り金を申込金に充当します。当社が、契約待機可能期限を過ぎても「お申し込みの締結が不可能な状態の時」または「当社の承諾通知の前に、お客様よりウェイティングのお客様としての登録の撤回のお申し出があった場合」は、お預かりしている預り金を全額払い戻します。

（4）預り金のご提出の時点およびウェイティングの登録の時点ではコーチング契約は成立しておらず、また、当社が、将来的にコーチング契約が成立することをお約束するものではありません。

3. お申し込み条件・参加条件

（1）お申し込み時点で未成年のお客様は、法定代理人（親権者など）の同席または当社所定の同意書の提出が必要です。

（2）特定の目的をもつコーチングについては参加者の性別、年齢、資格、技能その他の参加条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

（3）現在、健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性ある方、特に必要な注意事項がある場合は、お申し込み時に必ず申し出てください。

（4）前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。

（5）妊娠中の方はお客様ご自身の責任においてご参加をしていただくことを条件とします。妊娠が判明した時点で早急に当社にお申し出ください。

（6）ほかのお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

（7）お客様の都合によりコーチングから離脱される場合は、その旨、復帰の有無および復帰の予定日時などの連絡が必要です。その場合コーチング費用の払い戻しは行いません。

(8) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りし、以降のコーチングへの申し込みをお断りする場合があります。

(9) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、そのほか反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(10) その他当社の業務上の都合で、お申し込みをお断りすることがあります。

4. 契約責任者によるお申込

(1) 当社は、団体・グループを構成するお客さまの代表者（以下「契約責任者」という）からコーチングのお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4) 当社は、契約責任者がコーチングに同行しない場合、コーチング開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

5. お客様とのコーチング契約成立時点

(1) インターネットその他の通信手段にてお申し込みを当社が契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で契約が成立します。

(2) 「ウェイティングについて」に該当する場合は「預り金」を「申込金」として充当した時点で成立します。

6. コーチング代金とお支払い時期

(1) 「コーチング代金」は、当社公式インターネットホームページ等に記載の料金となります。

(2) 「コーチング代金」は、この金額が「申込金」、「取消料」、および「違約金」の額の算出の際の基準となります。

(3) コーチング代金は、コーチング契約成立時点以降、コーチング開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日（以下「支払基準日」という。）よりも前にお支払いいただきます。支払基準日以降に申し込まれた場合は、特に定めない限りは申し込み時に全額お支払いください。

7. 「コーチング代金」に含まれるもの

(1) コーチングとして表示された以下のものが含まれています。

①動作の分析

②練習内容の理由と効果の詳細説明

③定められた時間内の指導

④定められたアフターフォロー期間の定められたアフターフォローサービス

(2) 上記のものはお客様の都合により利用しなくても払い戻しの対象外となります

8. 「コーチング代金」に含まれないもの

- ①旅費、交通費、またはこれらに該当する金額
- ②傷害に関する医療費
- ③コーチングに定められたアフターフォロー期間を超えてのアフターフォロー

9. コーチング契約内容の変更

(1) 当社はコーチング契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、また、お客様に固有の事情が生じた場合において、コーチングの安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、コーチング契約の内容（以下「契約内容」という。）を変更することがあります。

(2) 前(1)の場合は、変更の事由に当社が関与し得ないことおよび契約内容の変更との相当因果関係を事前に説明します。ただし、緊急の場合においてやむを得ない場合は、変更後に説明します。

10. お客様の交替

(1) お客様は当社の承諾を得て、コーチング契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、譲渡するお客様と新たに契約するお客様の両者からのお申し出が必要です。

11. コーチング契約の解除・払い戻し

(1) コーチング開始前、お客様はコーチング契約が成立した後に以下の区分<表1>に定められた取消料をお支払いいただくことにより、コーチング契約を解除することができます。

<表1>コーチング契約の解除期日取消

コーチングの開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日まで	無料
20日目以降8日目にあたる日まで	コーチング代金の30%
7日目以降2日目にあたる日まで	コーチング代金の40%
コーチング開始日の前日	コーチング代金の50%
コーチング開始日の当日	コーチング代金の70%
コーチング開始後又は無連絡不参加	コーチング代金の100%

1 2. 緊急時の保護措置

当社は、コーチング中のお客様が傷害などにより保護を要する状態にあると認められるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わねばなりません。

1 3. 当社の責任

(1) 当社は、コーチング契約の履行にあたって、当社が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客さまが被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して1年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれによって生じるコーチング日程の変更・目的地滞在時間の短縮、官公署の命令、自由行動中の事故、食中毒、盗難、その他当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は前(1)の場合を除き、お客様に対してその損害を賠償する責任を負いません。

(3) コーチングは、最大限の能力を発揮して誠意を持って情報提供と指導を行うことを目的としています。競技成績などを保証するものではありません。

1 4. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、コーチング申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報の利用目的について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、コーチングサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社は

- ①当社、および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
- ②コーチング参加後のご意見やご感想の提供のお願い
- ③アンケートのお願い
- ④特典サービスの提供
- ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社が取得する個人情報は、お客様の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、ファクス番号、メールアドレス、その他コースにより当社がコーチングを実施するうえで必要となる最小限の範囲内のお客さまの個人情報といたします。

(3) お申込みいただく際は、本項(1)(2)の個人データの取得・利用・提供についてお客様に同意いただくものとし、当社が必要な個人情報を取得・利用・提供することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は契約の締結に応じられないことがあります。

以上